

平成 17 年度企業年金税制改正に関する要望事項

公的年金がスリム化するなかで、老後の所得保障における企業年金の役割はますます重要となっており、税制面における支援の拡充が求められております。

今般、平成 17 年度企業年金税制改正に関する要望事項を以下のとおりとりまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

1. 特別法人税の撤廃

平成 15 年度については運用環境が好転したものの、平成 12 年度から 3 年連続のマイナス運用の影響は甚大であり、多くの企業年金は積立不足を解消するに至っていない。このような状況において特別法人税の課税が行われれば、掛金引上げに直結するなど、企業年金の財政運営は一層困難なものとなる。

また、諸外国の企業年金税制は「拠出時・運用時非課税、給付時課税」が一般的であること、公的年金等控除の見直しなど年金給付時課税が強化されつつあることからしても、特別法人税の存続理由はないと言わざるを得ない。

企業年金各制度の生き残りと今後の発展を期するため、特別法人税の撤廃を要望する。

2 . 確定給付企業年金に関する税制の改善

企業年金制度の重要な柱となっている確定給付企業年金について、厚生年金基金と同様に次のような措置を講じることを要望する。

(1) 特例掛金の計上

予算設定時に見込まれる当該年度の不足金を解消するための特例掛金の計上に関し、必要な税制上の措置を講じること。

(2) 従業員拠出掛金の全額所得控除

生命保険料控除の対象とされている従業員拠出掛金について、全額を所得控除の対象とすること。

(3) 遺族給付の非課税化

遺族給付について、相続税を非課税とすること。

平成16年8月3日

厚生年金基金連合会
理事長 多田 宏

厚生労働省年金局長
渡 邊 芳 樹 殿